平成２７年（フ）第３５２５号
大阪府枚方市村野東町27番29号
債務者　澤村　昌多
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７１号
大阪市西成区花園北１丁目１番７－403号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目14番13号エバーライフ萩之茶屋403号
債務者　向　　隆秀
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７８号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番36－1104号
債務者　峯　　知子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８号
埼玉県川越市藤原町21番地２（川越藤原住宅１－201号室）
債務者　中山　あや
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０３号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目２番18号フェンウェイコート102、前住所静岡県島田市金谷扇町1920番地の２
債務者　矢嶋　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３３６号
埼玉県入間市大字下藤沢728番地11　ヴェルデ・ユタカ２－103、前住所埼玉県飯能市大字笠縫265番地５
債務者　坂本　泉子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６３号
埼玉県坂戸市西坂戸３丁目２番13号
債務者　士反健太郎
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２０１号
札幌市東区東苗穂７条３丁目７番５号　小木野方
債務者　柏倉　一輝
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４７号
札幌市北区北21条西３丁目１番12―202号
債務者　小林　瑞紀
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２５３号
北海道千歳市幸福４丁目５番11号　サンテア202号
債務者　小林ひとみ
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１０号
北海道北広島市輝美町７番地１　Ａ９－39
債務者　館山沙都恵
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１９号
札幌市手稲区星置１条３丁目５番１－503号
債務者　中川せつ子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２８号
札幌市北区新川１条５丁目２番24号　コーポ村上Ｂ101号
債務者　岡田百合子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３６号
札幌市東区北21条東14丁目１番20―101号
債務者　下里　　力
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５６号
札幌市西区西野３条２丁目２番19―601号
債務者　織田　公子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６２号
札幌市白石区本郷通９丁目北３番10―203号
債務者　阿部　智子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６４号
札幌市東区北43条東２丁目２番30―106号
債務者　清水　裕貴
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部